

令和元年度 第2回さいたま市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 議事録

日時：令和元年8月28日（水）10：00～11：10

場所：ときわ会館5階大ホール

【次第】

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 第2期さいたま市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策について
 - (2) その他
- 3 閉 会

【資料】

席次
名簿
次第
資料1 質問回答票
資料1 参考①さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン
平成30年度進行管理調書【抜粋】
資料1 参考②第2期さいたま市子ども・子育て支援事業計画骨子案【抜粋】
資料2 第2期さいたま市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み
及び確保方策について
意見記入用紙

【出席者・欠席者（敬称略）】

〈委員〉

出席委員・・・大野智子、小熊千代、小野雄大、片柳香子、小林秀祐、佐々木彩子、須崎統子、鈴木文子、鈴木真由美、田口邦雄、武田ちあき、辻美由紀、刀根洋子、服部圓、濱田浩、半田達也、松尾創、松島万里子、山中冴子、若松隆

欠席委員・・・石塚章夫、生形雅美、川方弘子、朽原正浩、長岡有実子、巻淳一、松本辰美

〈事務局〉

・子ども未来局

子ども育成部：小田嶋部長／子育て支援政策課 加藤参事（兼）課長／青少年育成課 五島課長／他

幼児未来部：佐野部長／幼児政策課 小池課長／のびのび安心子育て課 大砂課長／保育課 大久保課長／他

子ども家庭総合センター：田中次長（兼）総務課長／
児童相談所 薄田参事（兼）所長／
子ども家庭支援課 野田課長／他

総合療育センターひまわり学園：総務課 竹内課長／医務課 黒須課長／
育成課 高山課長／
療育センターさくら草 杉本副参事／他

・保健福祉局

保健部：健康増進課 星野参事（兼）課長／他

保健所：地域保健支援課 小林参事（兼）課長／他

・教育委員会事務局

学校教育部：総合教育相談室 緒方主席指導主事（兼）係長

【開 会】

(1) 委員の出席状況

委員定数27人に対し半数以上の20人の出席があり、「さいたま市社会福祉審議会条例」の規定により、児童福祉専門分科会成立の報告

(2) 配布資料の確認

(3) 傍聴希望者なし

【議 事】

(山中会長)

議事に入る前に一言ご挨拶させていただきます。

皆様おはようございます。前回の会議が7月に開催されて、あっという間に1ヶ月半が経過いたしました。今回は「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」平成30年度進行管理、また「第2期さいたま子ども・子育て支援事業計画 骨子案」についてご審議いただきました。様々なご意見・ご質問をいただきましてどうもありがとうございました。後日回答とさせていただいたご質問や会議終了後にもご意見等いただきましたので、後ほどこの質問回答票につきまして、事務局から報告をしていただくことになっております。本日は「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の策定に向けまして、資料2になります。量の見込みと確保方策という事業の目標値の設定についてご審議いただきます。様々なご意見を頂戴できればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、令和元年度第1回さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、後日回答をいただくということになっておりました質問及び会議開催後に委員からいただいた意見・質問について事務局から報告をお願いします。

(子育て支援政策課長)

お手元の資料1「質問回答票」をお願いいたします。こちらは、7月9日に開催いたしました第1回分科会におきまして、後日回答とさせていただきました質問及び会議開催後に委員の皆様から頂いたご意見、ご質問について、所管課からの回答をまとめたものでございます。また、資料1参考①及び参考②として、第1回分科会において配布させていただいた資料のうち、質問回答票に関係する部分を抜粋したものをお配りしております。

資料1の1ページ及び2ページをご覧ください。質問・意見1「総合教育相談室・適応指導教室について」及び質問・意見2「スクールソーシャルワーカー活用事業・スクールカウンセラー等活用事業について」は、第1回分科会の中で再度ご質問いただいた内容についての回答を記載したものでございます。

3ページをお願いいたします。質問・意見3「里親制度について」には、第1回分科会において、後日回答とさせていただいた、本市における乳幼児の里親委託率についてのご質問への回答になります。

続いて、4ページをお願いいたします。質問・意見4以降は、第1回分科会開催後にいただいたご質問・ご意見への回答となっております。質問・意見4は、「保幼小連携」に関する取り組みに対するご意見について記載しております。

5ページから6ページにかけては、質問・意見5として、第2期さいたま市子ども・子育て支援事業計画骨子案の中の「子ども・若者の課題」に関するご意見・ご質問について記載しております。各項目への回答の詳細につきましては、お手元の資料をご参照いただきますようお願いいたします。説明は以上になります。

(山中会長)

ただ今事務局から報告をいただきましたが、意見・質問に対する回答と参考資料もつけていただいております。報告に対するご意見やご質問はございますか。資料をご覧くださいながらお気づきの点などございましたらお願いいたします。

(片柳委員)

意見ではないのですが、意見・質問をされた委員の方に回答を見ていただいて、ご理解をしていただけたのかを確認していただければいいかと思いますが。

(山中会長)

ご質問していただいている委員の方から何かご意見ございますか。(小林委員、半田委員、佐々木委員) どうですか。

(半田委員)

半田でございます。

質問回答票の3ページの関連であります。質問に対しまして懇切に回答していただきありがとうございます。回答していただいた内容が現状でありまして、これまで何年間か取り組んでこられたところの到達点として、この数字になっているんだろうと思います。質問の最初にも書かせていただいたとおり、5年以内とか7年以

内に75%達成というところで、現状28%ということでございます。厚生労働省から具体的にどう進めるかという問い合わせ等も受けているとは思いますが、さいたま市としても5年間、7年間でどのように達成していくのか具体的なものを作っていたきたいと思います。資料1参考①の資料を見ますと、ファミリーホームだとか養育里親とか受け皿の開拓の話、あるいはそちらに対するサポートのことが書かれています。ただ、75%という数字はとても高いですから、単に受け皿だけの問題ではなくて、実際には実親さんの方の施設要望ではなくて、里親の方の委託が嫌だと言われる方に対する納得が得られるような仕組みですとか、他の関連する児童養護施設、乳児院などの施設等の役割なりご理解なり、いろいろなことが必要になってくると思います。その辺のところを是非計画の中に検討を入れていただければありがたいと思います。

(山中会長)

今のご意見につきまして、事務局からご意見や加えていただけること等ございますか。

(児童相談所長)

いただいたご意見につきまして、今すぐにできるという状況での政策ではありませんが、5年、7年という将来に向けてどのように行っていくか、模索しながら対応をしていきたいと思っています。児童相談所だけでは難しいところがありますので、半田委員のご意見のとおりいろいろな施設であったり保護者の理解を得ながら出来るようにしていきたいと思っています。また、先進的に取り組まれているような県や政令市などがありましたら参考にさせていただき、試行錯誤しながらより良い方向に進めてまいりたいと考えております。

(山中会長)

半田委員よろしいでしょうか。

(半田委員)

はい。

(山中会長)

小林委員いかがですか。

(小林委員)

質問の1, 2, 5を出した小林でございます。質問5につきまして、回答していただきましたようにいろいろな支援機関があることが解りましたが、問題は書かせていただいたように寄り添い見守るということになると、「こういうものがありますよ。利用したい人は利用してください。」では不十分な気がします。特に6ページで、素晴らしいと思ったのが、若者自立支援ルームの説明の中ほどに「当時通学していた中学校のさわやか相談員の方からの紹介から、利用につながりました。」とあります。こういった受け皿となる機関とそれから中学校を卒業したけれども進学も就職もしなかった子ども達を、誰がうまく間に入ってつないでいくのかと。そ

の辺りについてももう少し検討する必要があるのかと思います。その一つとして前からお話しておりますが、スクールソーシャルワーカーの活用というのが非常に大きいのではと思っております。私自身もかつて他市でスクールソーシャルワーカーをやっておりました。不登校の子どもが中学校を卒業してもすぐに高校へ進学というふうには中々いかないですが、そういう子ども達を長いスパンでみて、彼らが生き生きとした自分を出せるような場につなげていく、そういう役割を担う。そういうことについては是非今後とも考えていただきたい。

(山中会長)

質問5に関わって支援の受け皿となる機関と支援を要する人の具体的なつながりとか、そこをどういう風にするのか。そこでスクールソーシャルワーカーが重要な役割を果たすのではないかというご意見でした。事務局として何か加えてお話をございますか。スクールソーシャルワーカーを増員しているということもございますが、どう意識をされているかとかご説明を足していただければと思います。

(総合教育相談室)

スクールソーシャルワーカーにつきましては、平成28年度から取り入れている制度になります。回答にも書かせていただきましたが、スクールソーシャルワーカーを育てていく、また学校の方にも理解して頂くというところで、いろいろな作業をしているところです。つなぐ施設につきましてもスクールソーシャルワーカーを学校の方に周知をしていきながら、子ども達の支援につないでいきたいと考えております。

(山中会長)

その他の委員さんから何かお気づきの点などございますか。

— 発言なし —

では、これに関してのご意見等はここまでとさせていただきます。

つづきまして、議事(1)第2期さいたま市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策について、に移ります。事務局から説明をお願いします。

(子育て支援政策課)

恐れ入ります。資料2「第2期さいたま市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策について」をお手元にご用意をお願いします。説明の前に、この度お示ししている資料につきまして補足がございます。事前にお送りしました資料のうち、精査中であった事業については、本日の資料にお示ししております。それ以外の事業で目標値を再精査した結果、5ページ左12 預かり保育事業(幼稚園)、5ページ右16 ファミリー・サポート・センター運営事業及び17 子育て緊急サポート事業につきましては、事前にお送りいたしました資料と、数値が異なっておりますので、予めご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

子ども・子育て支援法では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における目標値を市町村子ども・子育て支援事業計画に定めることとされています。計画では、「教育・保育の提供区域」を定め、計画期間中の「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の目標値（「量の見込み」と「提供体制の確保方策」）及び「実施時期」を記載いたします。この目標値は、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等の利用状況・利用希望を把握するために市民を対象に実施した基礎調査の結果や過去の実績から算出しております。本計画の計画期間は令和2年度から令和6年度の5年間で、この目標値が達成できるよう、各種施策を推進していきます。

資料では、「提供区域」、「指標」、「単位」、「年度ごとの量の見込み」、「年度ごとの確保方策」をお示ししております。

続きまして、各事業について順次説明をいたします。1ページ右をご覧ください。1 幼稚園・認定こども園 幼児政策課 こちらの事業は、幼稚園や認定こども園の利用を希望する保育を必要としない3歳から小学校就学前までの児童、いわゆる1号認定の児童と、保育を必要とする2号認定の児童のうち、幼稚園に強い利用希望のある児童に関する量の見込みにつきましては、基礎調査の結果から国の手引きに基づいて算出した数値をそのまま用いております。

確保方策につきましては、量の見込みが現時点における私立幼稚園の合計定員を下回っていることから、施設の必要量は充足しているものと考えており、一致した数値としております。

2ページ左下をご覧ください。2 保育所等（3～5歳児）及び右側から3ページに掛る3 保育所等（0～2歳児）のびのび安心子育て課 については関連がありますので一括して説明します。まず、量の見込みについてです。量の見込みは、0歳児から5歳児までの各歳児の推計人口に対して、過去3回の国勢調査の結果から推計した共働き家庭の割合、本年4月の状況から推計した、共働き家庭のうち保育施設の利用を希望する方の割合を乗じ、算出いたしました。0歳児から5歳児までの推計人口は、既に減少局面に入っておりますが、共働き家庭の割合は、今後も増加が続くものと推計しておりますことから、量の見込みは、全ての区、全ての歳児において、計画の最終年度となる令和6年度まで一貫して増加するものと見込んでおります。本年度の実績と令和6年度の見込みを比較しますと、0歳児は530人、1・2歳児は2,721人、3歳児から5歳児は3,225人、それぞれ増加する推計となっております。

次に、確保方策についてです。本市では、「総合振興計画」や「しあわせ倍増プラン2017」において、令和3年4月の待機児童解消を目標に取り組んでいます。そのことを踏まえ、本計画においても、令和3年度に向けて認可保育所等の整備を集中的に行うことで保育の受け皿を増やし、令和3年度に量の見込みと確保方策が均衡するよう目標値を設定しております。先ほど、量の見込みにおいて説明いたしましたとおり、計画の終期である令和6年度まで保育施設の利用を希望する方が増

加すると見込んでおりますので、令和4年度以降も、引き続き受け皿の確保に取り組み、量の見込みと確保方策を均衡させていく計画としております。

4 ページ左をご覧ください。4 放課後児童クラブ 青少年育成課 初めに量の見込みについてですが、国から「新・放課後子ども総合プランに基づく放課後児童健全育成事業に係る量の見込みの算出等の考え方」が示されたことから、本市ではこの考え方に基づき、まず小学校1年生について、「前年度の5歳児の2号認定の量の見込み」に、区ごとに算出した「保育利用からの放課後児童クラブ利用率」を乗じて量の見込みを算出いたしました。2年生以上につきましては、「1年生の量の見込み」に、各学年の「逡減率」を乗じて量の見込みを算出し、最後に全学年を区ごとに集計いたしました。

確保方策についてですが、本市では、総合振興計画等において、各年度での待機児童の解消を目標に取り組んでおります。そのことを踏まえまして、本計画においても、各年度の量の見込みと確保方策が均衡するよう目標値を設定しております。

5 放課後児童クラブ及びチャレンジスクールの一体型または連携による実施 青少年育成課 この項目のタイトルでございますが、現行計画では「さいたま市放課後子ども総合プラン」としておりましたが、ここでお示ししている「放課後児童クラブ及びチャレンジスクールの一体型または連携による実施」につきましては、「新・放課後子ども総合プラン」において、市町村の計画に盛り込むべきとされた事業のひとつであることから、より具体的な表記に改めさせていただきました。この項目における指標と目標値でございますが、現行計画と同様、学校敷地内に放課後児童クラブとチャレンジスクールを設置し、放課後児童クラブに通う児童のうち希望する児童は、チャレンジスクールにおいても受け入れが可能となっている一体型の実施箇所数を指標としております。チャレンジスクールは今年度中に開始する予定の美園北小学校を含め、市立小学校全104校で実施することとなりますので、小学校内に整備される放課後児童クラブが増えることによって一体型の事業を実施できる対象箇所数が増えていくことを見据えて、令和6年度までの目標値を設定しました。

なお、学校敷地内に放課後児童クラブがない小学校区におきましても、放課後児童クラブに入室している児童のチャレンジスクールへの受入が進むよう、引き続き両事業の連携に努めてまいります。

6 時間外保育（延長保育）事業 保育課 保護者の就労形態の多様化や通勤時間の長時間化等に伴い、11時間の開所時間を超えて必要とされる保育需要に対応します。本事業は、認可保育所のほぼすべてで実施されており、量の見込みにつきましては、今後の施設整備による増加や定員増だけでなく、基礎調査における利用二重量も見込み、算出しております。

7 子どもショートステイ事業 総務課〔子〕 乳児から小学生以下のお子さんを養育している保護者の方が、疾病・疲労等による身体上又は精神上的の理由、介護、

看護、冠婚葬祭や出産などの理由により、一時的にお子さんの養育が困難となった場合、市と契約している乳児院及び児童養護施設で一定期間（原則 7 日間）お預かりすることで、緊急時における子育て負担の解消を図るものです。量の見込みにつきましては、過去 3 年間の利用実績を基に算出しております。

8 トワイライトステイ事業 保育課 病気・事故・冠婚葬祭や、外出・育児疲れ・就労等の理由により、保護者が夜間不在となり、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童を一時的に預かります。量の見込みにつきましては、利用者も大きく変動しないと見込まれることから、過去 3 年間の延べ利用者数を基に算出しております。

9 子育て支援センター（単独型）事業 子育て支援政策課 子育て家庭の負担感、不安感を軽減するため、育児相談や保護者の交流が気軽にできる場所として、単独型の子育て支援センターを各区に 1 か所ずつ整備しております。量の見込みにつきましては、保育所の整備が進んだことから子育て支援センターの利用者数は減少傾向にあり、過去 3 年間の実績から、今後の利用者数を見込んでおります。確保方策につきましては、施設の必要量は充足しているものと考えており、単独型子育て支援センターの設置数としました。

10 子育て支援センター（保育所併設型）事業 保育課 保育所を地域の子育て家庭に開放し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行うことや、乳幼児や保護者が相互の交流を行う場所を提供することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、保護者の子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。量の見込みにつきましては、施設数の大幅な増減見込みがないことから、直近の平成 30 年度の施設数における延べ利用者数と同程度を見込み、施設数についても平成 30 年度実施施設数としました。

11 のびのびルーム事業 子育て支援政策課 子育て家庭の孤立化を防止するとともに、公共施設の有効利用を図るため、3 歳未満の子どもと保護者の遊び場・交流の場として、学校開校日の午前中に放課後児童クラブを無料開放しております。量の見込みにつきましては、過去 3 年間の実績から年間の延べ利用者数を見込んでおり、確保方策につきましては、施設の必要量は充足しているものと考えており、平成 30 年度現在の施設設置数としました。

12 預かり保育事業（幼稚園）幼児政策課 市内 104 施設ある私立幼稚園及び認定こども園において、正規の教育時間の前後に預かり保育を行うことで、就労を希望する保護者に、幼稚園という選択肢を提供し、保育の受け入れ先を拡大することを目的としております。量の見込みにつきましては、預かり保育事業の過去の実績や、利用状況・利用希望を把握するため市民に対し行った基礎調査の結果を踏まえて算出したものでございます。

また、それに対応する確保方策につきましては、市の補助金を受けて預かり保育事業を実施する私立幼稚園等の施設園数としておりますが、令和 6 年度まで現状の

実施園数を維持する計画としております。

13 一時預かり事業（保育所）保育課 保護者の就労形態の多様化、傷病、入院、及び育児疲れの解消等に対応するため、一時的に保育を必要とする児童を保育所、認定こども園において預かります。量の見込みにつきましては、直近3年間の延べ利用者数が減少しておりますが、幼児教育・保育無償化に伴い利用者数が増えることを想定し、平成30年度の延べ利用者数と同程度としました。

14 一時預かり事業（単独型子育て支援センター）子育て支援政策課 保護者の子育てに起因する心理的・身体的負担の軽減を図るため、3歳未満のお子さんを対象として、単独型子育て支援センターおおみや、みなみの2箇所において一時預かりを実施しております。量の見込みにつきましては、過去3年間の実績と同程度の延べ利用者数を見込んでおり、確保方策につきましては、平成30年度現在の実施設数としております。

15 病児保育事業 保育課 保護者の子育てと就労の両立を支援するため、認可保育所等に通所中の児童が、病気又は病気の回復期にあつて、保育施設での集団保育が困難な期間に、医療機関等に併設した専用スペースにおいて一時的に保育を行います。目標値につきましては、過去5年間の延べ利用者数より、1施設新規開設による利用者数は100人増加すると見込み、算出しました。

16 ファミリー・サポート・センター運営事業 子育て支援政策課 子どもを持つすべての家庭が安心して育児・仕事を続けられる環境を整備するため、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）による相互援助活動を行っております。量の見込みにつきましては、延べ利用者数を過去5年間の実績の伸び率から見込んでおり、確保方策につきましては、提供会員数としております。

17 子育て緊急サポート事業 子育て支援政策課 病児の預かりや宿泊を伴う子どもの預かりを行い、地域の子育て支援の推進を図るため、育児の援助を受けたい方（利用会員）と育児の援助を行いたい方（サポート会員）による相互援助活動を行っております。量の見込みにつきましては、過去3年間の延べ利用者数実績の平均値から現状維持を目標とし、確保方策につきましては、サポート会員数としております。

18 子育て支援総合コーディネーター事業 子育て支援政策課 子育て支援総合コーディネーターが子育てに関する利用者からの電話相談に応じ、助言や子育て支援情報の提供等を行う、「子育て応援ダイヤル」の実施、子育て応援ブック等の情報誌の発行、さいたま子育てWEBの管理運営等を行っております。目標値は量の見込み・確保方策ともに、現在の実施体制を維持することとしております。

19 保育コンシェルジュ事業 幼児政策課 保育を希望する保護者からの入園に関する相談を受け、その世帯の希望や就労状況等を確認し、個別のニーズに合った保育サービス等について情報を提供し、また、保育所に入所できなかった世帯への

情報提供や状況確認を行うことで、保護者のニーズにできる限り沿えるようフォローすることを目的としております。目標値につきましては、全区役所への設置を継続する計画を立てております。

20 妊婦健康診査事業 地域保健支援課 妊娠中の異常を早期に発見するとともに、心身ともに母体の健康を保ち胎児の健全な発育を促すため、妊婦健康診査費用の一部助成を行っています。量の見込みにつきましては、妊娠届出の数や出生数の減少に伴いここ数年漸減傾向ですが、受診率は増加すると見込んで、算出しております。

21 妊産婦・新生児訪問指導事業 地域保健支援課 妊産婦・新生児及び乳児の健康増進と育児不安の軽減を図るため、助産師・保健師等が訪問指導を実施しております。目標値といたしましては、妊産婦への訪問件数と新生児等への訪問件数の合計をお示ししております。量の見込みにつきましては、0歳児人口をもとに対象者を算出し、訪問実施率は、今後増加を見込んでおり、今後予測される訪問実施率を掛け合わせ、算出しています。

22 ハローエンゼル訪問事業 子育て支援政策課 生後4か月までの乳児のいる家庭のうち、産婦・新生児訪問を利用しなかった家庭を、エンゼル訪問員が訪問し、子育てに関する情報提供や不安・悩みの相談などを行っております。量の見込みにつきましては訪問件数とし、将来推計人口の0歳児推計人口をもとに対象者を算出しております。産婦・新生児訪問の実施率が年々増加傾向であることから、ハローエンゼル訪問は相対的に実施率が減少しており、令和2年度の訪問実施率を35%とし、以降毎年1%ずつ減少すると予測し、目標値を設定いたしました。確保方策につきましては、エンゼル訪問員の人数を目標値として設定しております。

23 妊娠・出産包括支援事業 地域保健支援課 市内10区の保健センター内に妊娠・出産包括支援センターを設置、保健師、助産師等の専門職を母子保健相談員として配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な情報提供や、相談・支援、各種サービスへのつなぎ等を実施しております。目標値は設置区数としており、引き続き、身近なところで相談ができるよう、10区の保健センター内で運営し、事業を実施していく予定です。

24 子育てヘルパー派遣事業〔養育支援事業〕 子育て支援政策課 保健所・保健センターが実施する母子保健事業等により、虐待防止の支援から養育支援が必要な家庭に対してヘルパーを派遣し、家事及び育児援助を行っております。量の見込みにつきましては、過去3年間の利用回数の実績の平均値と同程度の100人といたしました。確保方策につきましては、派遣依頼に対し全件ヘルパーを派遣することを目標とし、量の見込みと同数を設定しております。

25 子ども虐待予防家庭訪問事業 地域保健支援課 子育て不安や虐待のおそれ、そのリスクを抱える家庭・被虐待経験等の養育上の問題を抱える家庭に対し、保健師・助産師・看護師の資格を有する専門職の「子ども家庭支援員」を派遣していま

す。子育て等の相談・支援を対象者との関係性を重視しながら継続的に行うことで、地域における児童虐待発生の予防を図っています。支援を必要とする家庭にタイムリーに子ども家庭支援員を派遣し、必要とする支援を提供できるような体制を確保するため、今後につきましても、子ども家庭支援員を確保し、虐待予防に向けた取り組みをしていきます。目標値につきましても、過去直近3年間の実績を踏まえた上で、令和6年度まで同様の水準を維持することとして設定いたしました。

以上、簡単ではございますが、第2期さいたま市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策の説明を終わります。ご審議のほど宜しくお願いします。

(山中会長)

いくつもカテゴリーがあり、数字の出し方もそれぞれちょっと違っておりますけれども、みなさまにご覧いただきまして、ご意見ご質問をいただければと思います。

(小野委員)

資料2ページ目になります。2番と3番の保育所等につきまして、説明では全て増加ということで、確保方策もそれに対応して増加させていくという説明でした。前回7月の分科会の時に、地域型保育に関しては進行管理表で令和元年度でむしろ減少になっていて、そこで私は質問させていただきました。地域型保育に関しては3歳児の受入れがなかなか難しく、量に関して抑え目といった説明があったように記憶しております。今回配布していただいた資料の3番保育所等の地域型保育に関してその内訳も有りますが、地域型保育に関して令和2年度から6年度まで増加と書かれています。このあたりが前回の分科会での説明と整合していないのではないかと思えたので、説明をいただければと思います。いじわるな言い方をしてしまうと、量の見込みに関して数字だけ合わせにいったのかなと見えてしまう部分もありますので、説明もお願いします。

(山中会長)

地域型保育を増加させている理由と数字の出し方についてでしょうか。

(小野委員)

前回の説明では、抑えるような言い方をされていたように記憶しています。令和元年度については実際数値を落としていて、そこを質問した時に、連携施設の確保が難しく、3歳児の受入れが困るからという説明があったので、本来そこを抑え目にしていくという政策をさいたま市はとっているのかなと理解をしていましたが、令和2年度からは増やされていくということと整合しているのかどうか、というところが疑問としてありました。

(山中会長)

それでは、事務局からお願いします。

(のびのび安心子育て課長)

前回の分科会でご説明させていただきました、小規模保育事業所につきましては、昨年度の整備において連携施設の確保という中で、大きな整備を進められる状況ではありませんでしたが、この4月から連携施設の要件が緩和されましてナーサリールームや地域型事業所内保育施設も小規模保育事業所の連携施設の対象に含められることになりました。さらに連携施設の確保を今まで以上に進めてさせていただく上で小規模保育事業所の整備も再開できるような状況を作り上げて行きたいということで、令和2年度以降の数字につきましては、小規模保育事業所の整備も確保方策の中に入れさせていただいたものでございます。

(小野委員)

はい、地域型保育について進めていく方策であるということが判りました。

(山中会長)

他にございますか。

(武田委員)

資料についての全般的な質問をさせていただきます。資料で見せていただいている数字というのは、市民も見ることが出来る機会はあるのか。また、数字が公開されているのであればどのような形式でなされているのか。そして今までも公開をしていたということであれば、市民からの何かリアクションはあったのかどうかについてお伺いしたいと思います。

(子育て支援政策課長)

本事業計画につきましては、今後当分科会の中でご意見いただき、まとまりましたら市民へパブリックコメントという形で公表させていただきます。パブリックコメントでいただいたご意見は、反映できるところにつきましては、修正をさせていただきます。

したがいまして、市民の方と同時に意見をいただくということではなく、分科会でご意見をいただきまして、案としてまとまりましたら、市のホームページ等で公表し、ご意見をいただきたいと考えております。

リアクションということでは、今回の第2期事業計画における量の見込みについて、実情に合っているかどうかというところで、ご意見があるのではないかと考えております。市民の方が納得できるような確保方策というものを進めていきたいと考えております。

(武田委員)

私も子育て当事者でございますので、普段いろいろと子ども達の話聞く中で、先ほど保育園のお話もありました。特に保育園の待機児童の話というのは大きい問題では有る訳ですけれども、個人の経験とか印象、あるいは身近な人たちの話が、SNS等を介して一人歩きして拡散しがちなということも感じております。もちろんそれは一つの良い現象ですので、それはそれで非常に意味のあることではあります。ただ市の実態というのが理解されていないところがあるのではないかと

と思いますので、保育園に限らず今ご説明いただきました他の事業も含めてすべて、お示しいただきました各資料の数字のひとつ一つはそれぞれの所管の方々の日々のご尽力の結果であると思っております。市が実際にやっている取り組みを正しく市民に把握してもらうということが、理解と協力につながって行って、また、いろいろな意見を集約する一つのきっかけにもなると思います。パブリックコメントも大切だとは思いますが、様々なかたちで広く市民に発信できたら良いのではないかと思います。

もう一つ、教育との連携でお話させていただきたいのは、18歳成人に向けての主権者教育について先日の総合教育会議でも議題に上がりましたが、主権者教育というのは投票すればいいとかそういうことではなくて、法律を守るのももちろん大切ですけれども、私個人はやはり税金の使途であるとか、市の財政を運営する視点というのを主権者の意識として持つべきではないかと思っておりますので、市の政策をどういうふうにしていくべきかという、政治的な教養を子ども達が身に付けていく、その基礎になる事実として、今回お出しいただいたようなデータというのは大切なものではないかなと思います。

私の子どもも昨日が始業式で、夏休みの宿題で税金の作文を書かなければいけないのだけれども何を書いていいかわからないということで悩んでおりましたが。主権者教育の中で、家庭で話題に上る身近な分野として子育てとか福祉というのは、小学生中学生にとっても大切なことなのではないかと思います。今回のデータというのが、市民の当事者としての保護者と、学校の活用によって子どもにも両方に届く形というのが出来たらいいのではないかと思います。各方面と連携を取ってどういう形で進めていくかというのも大きい問題であると思えますし、ちょっと抽象的な話で申し訳なかったですけども、そういうようなことを検討の中に入れていただければと思います。

(山中会長)

市民の方とのシェアをどうしていくか、また教育に向けてどういう可能性があるかといったお話だったと思います。パブリックコメントを取るという説明がありましたが、これはこの場でもどういったコメントがきたかというのは確認できるのでしょうか。

(子育て支援政策課長)

パブリックコメントを行いました結果やいただいたご意見、またご意見を踏まえての修正箇所などにつきまして、分科会におきまして報告させていただきます。

また、計画につきましては市のホームページに掲載いたしまして、どなたにも見ていただけるようになっております。

(山中会長)

パブリックコメントでどのような意見が出たのか、市民の方がどのような感覚をお持ちなのか、とても大事かと思っておりますので聞かせていただきました。

他にご意見等ございますか。

(鈴木真由美委員)

資料 6 ページの 21 番と 22 番の新生児訪問とハローエンゼル訪問についてお伺いします。私自身、3月まで3年間ハローエンゼル訪問員をしておりました。新生児訪問はハガキを出されたお母さんの所に保健師さんや助産師さんが訪問するのですが、エンゼル訪問の方はハガキを出されなかったお母さんにアポなしでエンゼル訪問員が訪問いたします。その中で私が感じたことは、エンゼル訪問の場合は、訪問した際に「赤ちゃんが寝ている」と言われたら、赤ちゃんに会うことができないので。新生児訪問であれば、お宅に訪問して赤ちゃんを必ず確認するということができます。ハローエンゼル訪問の場合、赤ちゃんに面会できないということがあるということが、ちょっと心配だなと感じる部分がありました。また、私自身もこの3年間の間に孫が出来て判ったのですが、お母さんに対してのアンケートに「予防注射されましたか?」とか「いろいろな手続きされましたか?」のような項目があります。自分の孫ができるまで知らなかったが、自分の孫が出来た時に予防注射を一度に3本も4本も打つことに驚きました。そういうこともいろいろ踏まえて、ハローエンゼル訪問員は現在、民生委員や主任児童委員、保健愛育会員の方が行っているのですが、エンゼル訪問員という職業というか専門職のような方にやっていただいた方が、より一層お母さんの方に寄り添えるのではないかと感じています。それで、ハローエンゼル訪問を利用される方も年々少なくなっているようですので、いずれ全家庭を新生児訪問にするとかエンゼル訪問員を専門職としてもっていくようなお考えはありますでしょうか。

(子育て支援政策課長)

ただ今のご意見につきまして、現場ではアポナシとかでいろいろな課題があるということは私共も認識しております。ただ、この体制を急に変えるというのはなかなか難しいものですから、いろいろと研究していかないといけない。実際どういう体制がいいのか。専門の方で対応するにしても実際どういう専門家の方が必要なのか。そのあたりを今後研究させていただければと思います。

(片柳委員)

私自身、埼玉県内の愛育班をまとめさせていただいたことがありましたが、その頃「こんにちは赤ちゃん事業」というのに、愛育班員として是非関わらせていただきたいと手を挙げてやらせていただいたということは、それぞれ市町村で専門家を頼んで、いついつ行きますよという状況でやっているということがあったうえで。そうではなくて突然お伺いして、どんな生活を親子でしているのかなというのが一番大事なことだと思っております。それで実際にハローエンゼル訪問を何年もやってきたのですが、お母さんが構えた感じでなくて、自然の形で受け入れてくださって自然な形の中で、私達の目で、素人の目ですけれども見たものを専門家に報告するということは、とても良いことだと思っております。特に埼玉県の中においても、

都市化されているさいたま市にハローエンゼル訪問員が設置されていること自体、私自身は自慢としております。現在は辞めて1年位になりますが、スーパーとかで、以前に訪問したお母さんが、子どもがこんなに大きくなりましたと声を掛けてくれる。相手もそうですが、私達自身も地域の中の一員としてここまで成長してくれた。こうやって普段でも声をかけてくれた。普通の行政ではやれない雰囲気を作れるのが、私達ハローエンゼル訪問員だと思っておりますので、出来ればこのまま続けていただきたいと思いますと思っております。

(山中会長)

この事業のこれまでの評価が問われていると思しますので、研究をされるということ、期待しております。

他にご意見ございますか。

— 発言なし —

それでは、ここまでということにさせていただきます。

本日の次第に記載されている議事はこれのみということになっております。委員の皆様から、その他のことで何かございますか。

— 発言なし —

執行部および事務局から何かございますか。

— 発言なし —

なしということですので、以上を持ちまして、本日の議事すべて終了とさせていただきます。

委員の皆様には、会議の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

皆様のお手元に意見記入用紙が封筒と一緒に配布されていると思いますが、この時間内に発言できなかった事、また後々お気づきの事等がありましたら、ご記入をいただきまして、9月9日月曜日までに事務局までご提出いただければと思います。重要なお意見多々いただきましたし、またその他中々話題にできなかった事業もございました。是非様々なご意見をお書きいただきましてご提出をお願いいたします。それでは、進行を事務局にお戻しします。

【閉 会】

(事務局)

山中会長並びに委員の皆様、本日は貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。

次回の会議につきましては、「第2期さいたま市子ども・子育て支援事業計画」の計画素案についてご審議いただく予定です。また、第1回の会議でご審議いただきました、平成30年度進行管理について、委員の皆様からいただいた意見等をもとに、当分科会から市長に対して行う意見具申についてご審議いただく予定です。

日程につきましては、会長と日程調整のうえ、後日皆様に正式にご案内させていただきますが、10月下旬から11月上旬頃を開催させていただきたいと考えております。お忙しいところ恐縮でございますが、ご出席くださいますようお願いいたします。また、先ほど、会長から説明がありましたが、意見記入用紙と返信用封筒を配付してございますので、ご意見等がございましたらこちらの用紙をご活用いただき、9月9日月曜日までに事務局へ郵送、FAX、またはメール等でご提出いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、令和元年度第2回さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。